



# 子どもの権利に関する情報紙

30号

丁ちっち  
Titti

ちっちやいけど  
ちっちやくちよい

子どもは、それぞれが一人の人間で、自分らしく生きる権利、人として尊重される権利があります。

それは、子どももおとなも同じこと。

「Titti (ちっちやいけどちっちやくない)」は、そんな思いを込めて作っています。

かわさき  
子どもの権利  
条例

11月20日はかわさき子どもの権利の日

## 子どもの権利ってなに?? その2

### ● 子どもの権利条例には、人間として大切な子どもの権利として、7つの権利を定めています。

今回は、その中から “安心して生きる権利” (第10条) をご紹介します。

条例では、子どもは、愛情と理解をもって育てられ、あらゆる差別を受けず、安全・安心に生活できることが定められています。この権利を保障するにあたって、大切なことを3つお伝えします。

まず、**差別されること**。例えば、子どもを兄弟姉妹や友だちと比較しないことです。

次に、**否定したこと**。そして、**褒めること**。何かできないことがあっても否定せず、「ここまでよくがんばったね」、というように認めてあげることが大切です。

そして、できたことを褒めてあげることも子どもの自己肯定感を育む上でとても重要なことです。

愛情と理解をもってしても、子どもと接している時にイライラしてしまうことはあります。そんな時に、怒りをコントロールする方法として、アンガーマネジメント（身体をコントロールすることで怒りをコントロールするという技術）をご紹介します。



### アンガーマネジメント

- 6秒カウントし怒りを抑える6秒ルール
- ゆっくりと深呼吸する
- 両掌を上に向ける（人間は両掌を上にしては怒れないそう）
- 自分が安心する言葉、前向きになれる言葉を唱える（「大丈夫」、「成長するチャンス」、「大したことない」等）

条例に“怒る権利”はありませんが、怒りという感情は、人として当たり前のものです。しかし、怒りの表し方によって、子どもや自分を傷つけることがあります。怒りに任せた言動を控えることで子どもに伝えやすくなり、より円滑なコミュニケーションが取れるようになります。今回ご紹介したアンガーマネジメントはほんの一部ですので、気になった人はぜひ調べてみてください!

じょうれい しゅうねん き ねん コ ラ ム  
**条例20周年記念コラム**  
けんり あも  
**7つの権利について思うこと⑤**  
～自分を豊かにし、力づけられる権利～

今回は第2章第13条「自分を豊かにし、力づけられる権利」を紹介します。この権利、周りのおとなや仲間に励まされ力づけられることかと思うかもしれないですが、条文を詳しく読むと、①遊ぶこと②学ぶこと③文化芸術活動に参加すること④役立つ情報を得ること⑤幸福を追求すること、これらが保障されることから始まる権利なのだと思います。その上で応援し励ましてくれたら、子どもたちの自信と勇気につながると思います。保育園に勤めていた時、逆上がりができるようになりたくて頑張っていた子どもがいました。バケツを使ったり足を引き上げたり何度も何度も一緒に練習し、運動会が終わってしばらくしてからやっとできた時の表情は今でも忘れられません。私にとっても大切な時間でした。（事務局 福原）

# 第6次 川崎市子どもの権利に関する行動計画 を策定しました!

川崎市では、川崎市子どもの権利に関する条例（子どもの権利条例）を平成13（2001）年に施行して以来、川崎の子どもたちの権利を守る取組を進めてきました。

このたび、子どもの権利の保障を総合的・計画的に推進する「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画（計画期間：令和2（2020）年度～令和4（2022）年度）」を策定しました。

\* 策定にあたり、パブリックコメントでは726通1,215件のご意見を、子どもたちをはじめ多くの皆様からいただきました。誠にありがとうございました。

## ●本計画の主な特徴

- ◎ 5つの施策の方向を設定しています。
- ◎ 社会状況を踏まえて、2つの取組を重点的取組に位置付けました。
  - (1) 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組
  - (2) 子どもの参加を支援する取組



●重点的取組でもある、施策の方向IV「子どもの参加」では、子ども会議や学校の生徒会活動、こども文化センターの子ども運営会議など、子どもが意見を言える場を設け、子どもがいろいろなところに参加し、発言し、その意見ができるだけ取り入れられるよう取り組みます。

\* 参加する権利（条例第15条）：子どもは自分を表現したり、自分の意見や考えを表したり、社会活動に参加したりすることができます。

●市は、令和2年度から3年間、本計画に基づいて子どもの権利を保障する取組を推進します。計画全編は市ホームページでご覧いただけます。

